

## 株主名簿閲覧等請求権

制度調査部  
堀内勇世

### 「会社法」の焦点シリーズ 50

#### 【要約】

- 上場会社において、株主名簿の閲覧等が請求される場合がある。
- 議決権行使に関する委任状勧誘や公開買付けへの応募の勧誘などのために請求されている。
- この請求権は会社法で規定されているが、一方で拒絶できる場合も規定されている。

## 1. 株主名簿閲覧等請求権

○会社法上、株式会社の**株主・債権者**は、株式会社の営業時間内であれば、いつでも、**株主名簿の閲覧又は謄写の請求**をすることができる（**株主名簿閲覧等請求権**、会社法 125 条 2 項）<sup>（注1）</sup>。

（注1）株主名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求という形をとることになる。

○この株主名簿閲覧等請求権は、例えば、株主提案をした株主が議決権行使につき**委任状を勧誘**する場合や、公開買付けを行うものが**応募を勧誘**する場合などに利用される<sup>（注2）</sup>。

（注2）最近、後者の目的で株主名簿閲覧等請求権が行使されたことが明らかになった事例として、株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズによる株式会社テーオーシーに対する行使の事例が存在する。なお、株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズによる、2007年5月23日付けのプレスリリース（適時開示書類）「株式会社テーオーシー株主名簿閲覧請求に対する仮処分命令の申し立てについて」参照。

○なお、その株式会社の親会社の出資者<sup>（注3）</sup>は、必要があるときは、裁判所の許可を得て、その株式会社（子会社）の株主名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる（会社法 125 条 4 項）。

（注3）正確には会社法上の「社員」。例えば、親会社が株式会社であれば、その親会社の株主などが該当する。

## 2. 拒絶できる場合

○株式会社の株主・債権者が、株主名簿の閲覧又は謄写の請求をしてきた場合は、原則として株式会社は拒むことができない。ただし、**以下の場合には、請求を拒むことができる**と規定されている（会社法 125 条 3 項）<sup>(注4)</sup> <sup>(注5)</sup>。

- ① 請求者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ② 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- ③ 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき（注 6）。
- ④ 請求者が株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- ⑤ 請求者が、過去 2 年以内において、株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(注 4) 会社法で、株主名簿の閲覧又は謄写の請求を拒むことができる事由が規定された理由は、いわゆる名簿屋が名簿の入手により経済的な利益を得るために利用していると指摘や、プライバシー保護の観点から対応が必要との指摘があったからである。なお、相澤哲（法務省大臣官房参事官）編著「一問一答 新・会社法」（商事法務、2005 年）の 67 ページ参照。

(注 5) 親会社の出資者が子会社の株主名簿の閲覧又は謄写の請求をした場合は、前述の通り裁判所が判断することになるが、その際上記の事由があれば、裁判所は許可できないとされている（会社法 125 条 5 項）。

(注 6) 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズによる株式会社テーオーシーに対する株主名簿閲覧等請求権行使の事例では、この③を理由にテーオーシーが請求を拒絶している。この拒絶を受けて、ダヴィンチ・アドバイザーズは、公開買付けへの応募をお願いするため株主名簿の閲覧等が必要であるとして、東京地方裁判所に、テーオーシーの株主名簿の閲覧及び謄写を求める仮処分命令の申立てを行っている。なお、株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズによる、2007 年 5 月 23 日付けのプレスリリース（適時開示書類）「株式会社テーオーシー株主名簿閲覧請求に対する仮処分命令の申し立てについて」参照。

## 3. 参考

○商事法務研究会編「株主総会白書 2006 年版」（旬刊商事法務 No. 1784 [2006. 11. 30]）<sup>(注7)</sup>によれば、2005 年 7 月から 2006 年 6 月までに、35 社で株主名簿の閲覧又は謄写の請求があったとされる。

(注 7) 「株主総会白書 2006 年版」は、全国証券取引所上場会社（ジャスダック市場・新興市場を除く）につき、2005 年 7 月から 2006 年 6 月までの間に開催された定時株主総会を調査対象として、アンケート調査を行った結果を分析の上まとめたものである。なお、1942 社から回答を得たとされている。